

○恵那市情報公開条例

平成16年10月25日条例第14号

改正

平成22年3月25日条例第2号

平成23年12月21日条例第28号

平成27年12月22日条例第34号

恵那市情報公開条例

この条例は、日本国憲法の定める地方自治の本旨に基づき、民主的で公正な開かれた市政を実現するために、市民の知る権利を尊重し、公文書の公開を求める権利を明らかにするとともに、市民が市政に関する情報を容易に入手できることによって、市民の市政に対する参加を推進し、市政に対する理解と信頼を確保し、併せて市が市民に説明する責任を果たす制度である。

(目的)

**第1条** この条例は、公文書の公開を請求する権利等に関し必要な事項を定めることにより、情報公開の総合的な推進を図り、もって市の市政運営を市民に説明する責務が全うされるようにするとともに、市政に対する理解と信頼関係を深め、公正で開かれた市政の実現に資することを目的とする。

(定義)

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 市長（公営企業管理者としての権限を行う市長を含む。）、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防長及び議会をいう。
- (2) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。
  - ア 広報その他不特定多数の者に販売し、又は頒布することを目的として発行されるもの
  - イ 資料室その他の機関において歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の保存が行われているもの
  - ウ 図書館その他の施設において一般の利用に供することを目的として保有しているもの
- (3) 公文書の公開 実施機関がこの条例の定めるところにより公文書を閲覧若しくは視聴に供

し、又はその写しを交付することをいう。

(実施機関の責務)

**第3条** 実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、公文書の公開を請求する市民の権利を十分に尊重するものとする。この場合において、実施機関は、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

(利用者の責務)

**第4条** この条例の定めるところにより公文書の公開を請求しようとするものは、この条例の目的に即し、適正な請求に努めるとともに、公文書の公開を受けたときは、これによって得た情報を適正に使用しなければならない。

(公開の請求)

**第5条** 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、公文書の公開を請求することができる。

(公開請求の手続)

**第6条** 公文書の公開を請求しようとするものは、実施機関に対し、次の事項を記載した書面（以下「公開請求書」という。）を提出しなければならない。ただし、請求に係る公文書が、実施機関が請求書の提出を要しないと認めた公文書であるときは、この限りでない。

- (1) 氏名及び住所（法人等にあつては、名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名）
- (2) 請求しようとする公文書を特定するために必要な事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 実施機関は、公開請求書に形式上の不備があると認めるときは、公開請求をしたもの（以下「公開請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(実施機関の公開義務)

**第7条** 実施機関は、公文書の公開の請求（以下「公開請求」という。）があつたときは、公開請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非公開情報」という。）が記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

- (1) 法令又は条例（以下「法令等」という。）の規定により明らかに公開することができないこととされている情報
- (2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情

報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)  
又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。))の役員及び職員並びに地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る情報

(3) 法人その他の団体(国、独立行政法人等及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

(4) 公にすることにより、犯罪の予防その他公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれのある情報

(5) 市の機関内部若しくは機関相互又は市の機関と国、独立行政法人等若しくは他の地方公共団体(以下「国等」という。)の機関との間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(6) 市の機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又

は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 市、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業又は独立行政法人等に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(7) 実施機関の要請を受けて、公にしないことの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にされていないものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状態等に照らして合理的であると認められるもの。ただし、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

(部分公開)

**第8条** 実施機関は、公開請求に係る公文書の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、公開請求者に対し、当該部分を除いた部分につき公開しなければならない。ただし、当該部分を除くことにより公開請求の趣旨が損なわれると認められるときは、この限りでない。

2 公開請求に係る公文書に前条第2号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

一部改正〔平成22年条例2号〕

(公益上の理由による裁量的公開)

**第9条** 実施機関は、公開請求に係る公文書に非公開情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、公開請求者に対し、当該公文書を公開することができる。

(公文書の存否に関する情報)

**第10条** 実施機関は、公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。

(公開請求に対する措置)

**第11条** 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部又は一部を公開するときは、その旨を決定し、公開請求者に対し、その旨及び公開の実施に関し必要な事項を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部を公開しないとき（前条の規定により公開請求を拒否するとき及び公開請求に係る公文書を保有していないときを含む。）は、その旨を決定し、公開請求者に対し、その旨及び公開しない理由を書面により通知しなければならない。

（公開決定等の期限）

**第12条** 前条に規定する決定（以下「公開決定等」という。）は、公開請求があった日の翌日から起算して14日以内にしなければならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を60日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、速やかに延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（公開決定等の期限の特例）

**第12条の2** 公開請求に係る公文書が著しく大量であるため、公開請求があった日の翌日から起算して60日以内にそのすべてについて公開決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、公開請求に係る公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に公開決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に公開決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、公開請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

（1） 本条を適用する旨及びその理由

（2） 残りの公文書について公開決定等をする期限

追加〔平成22年条例2号〕

（第三者保護に関する手続）

**第13条** 公開請求に係る公文書に国、独立行政法人等、地方公共団体及び公開請求者以外のもの（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、公開決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、前項の規定により意見を述べる機会を与えられた第三者が、当該公文書の公開に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、公開決定等をするときは、当該意見書（以

下「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、公開決定等をした旨及びその理由を書面により通知しなければならない。

(公開の方法)

**第14条** 公文書の公開は、規則に規定する通知により実施機関が指定した日時及び場所において、公開を受けなければならない。ただし、公開請求者が当該日時に公開を受けることができないことにつき正当な理由があると実施機関が認めるときは、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する正当な理由がないのに公開請求者が公開を受けないとき、実施機関は公開請求に係る公文書を公開したものとみなす。

3 公文書の公開は、文書、図面又は写真については閲覧又は写しの交付により、フィルムについては視聴に供することにより、電磁的記録については視聴、閲覧、写しの交付等(ビデオテープ、録音テープ等にあつては視聴に限る。)でその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行わなければならない。

4 実施機関は、公文書を視聴又は閲覧させることにより、当該公文書が汚損され、又は破損されるおそれがあるとき、その他やむを得ない理由があるときは、当該公文書の写しによりこれを公開することができる。

全部改正〔平成22年条例2号〕

(費用負担)

**第15条** 公文書の公開に係る手数料は、無料とする。

2 公文書の写しの交付を行う場合における当該公文書の写しの作成及び送付に要する費用は、請求者の負担とする。

一部改正〔平成22年条例2号〕

(他の制度等との調整)

**第16条** 実施機関は、他の法令等の規定による公文書の公開については、この条例を適用しないものとする。

2 実施機関は、市の図書館その他これに類する施設において管理している図書、資料、刊行物等で、現に市民の利用に供することを目的としているものについては、この条例を適用しないものとする。

(審査会への諮問)

**第17条** 実施機関は、公開決定等又は公開請求に係る不作為について行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定に基づく不服申立てがあつたときは、次の各号に掲げる場合を除き、遅滞なく

恵那市情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申を経て当該不服申立てについての裁決をしなければならない。

- (1) 不服申立てが不適法であり、却下するとき。
- (2) 裁決で、不服申立ての全部を認容し、当該不服申立てに係る公文書の全部を公開するとき。  
ただし、当該公開決定等について第三者から反対意見書が提出されているときを除く。

2 前項の不服申立てについては、行政不服審査法第9条第1項の規定は適用しない。

一部改正〔平成27年条例34号〕

(諮問した旨の通知)

**第18条** 前条の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 不服申立人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する「参加人」をいう。以下同じ。）
- (2) 公開請求者（公開請求者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該不服申立てに係る公開決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

一部改正〔平成27年条例34号〕

(審査会)

**第19条** 第17条及び恵那市個人情報保護条例（平成16年恵那市条例第15号）第25条第1項の規定による諮問に応じて審議するため、恵那市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- 2 審査会は、前項に規定する審議のほか、情報公開に関する事項について、実施機関に意見を述べることができる。
- 3 審査会は、5人以内の委員で組織し、審査会の委員は、優れた識見を有する者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。
- 4 委員の任期は2年とし、再任されることができる。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 6 前各項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関して必要な事項は、規則で定める。

(審査会の調査権限)

**第20条** 審査会は、必要があると認めるときは、実施機関に対し、公開決定等に係る公文書の提示

を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の公開を求めることができない。

2 実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、実施機関に対し、公開決定等に係る公文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、不服申立てに係る事件に関し、不服申立人、参加人、実施機関その他利害関係者（以下「不服申立人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

（意見の陳述）

**第21条** 審査会は、不服申立人等から申立てがあったときは、当該不服申立人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、不服申立人等は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出席することができる。

（意見書の提出）

**第22条** 不服申立人等は、審査会に対し、意見書又は資料の提出をすることができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出するものとする。

（提出資料の閲覧）

**第23条** 不服申立人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

2 審査会は、前項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

（調査審議手続の非公開）

**第24条** 審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。

（公文書の管理）

**第25条** 実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、公文書を適切に管理しなければならない。



2 実施機関は、公文書の分類、作成、保存及び廃棄に関する基準その他の公文書の管理に関し、必要な事項を定めなければならない。

3 実施機関は、公文書の公開を請求しようとするものが、公文書の迅速かつ的確な検索をすることができるように、公文書の目録等検索資料を整備するよう努めなければならない。

(情報提供施策の充実)

**第26条** 実施機関は、この条例に定める公文書の公開のほか、広報刊行物の発行、行政資料の提供、多様な広報媒体による情報の提供その他の市政に関する情報を広く市民に提供する施策の充実を図り、市民が市政に対する正確で分かりやすい情報を迅速かつ容易に得られるよう努めるものとする。

(出資法人等の情報公開)

**第27条** 市が出資その他財政支出等を行う法人であって、実施機関が定めるものは、この条例の趣旨に基づき情報公開を行うため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(指定管理者の情報公開)

**第27条の2** 指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいい、市の公の施設を管理するものに限る。以下同じ。）は、この条例の趣旨にのっとり、当該公の施設の管理に関する情報公開を行うため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 実施機関は、指定管理者に対し、前項に定める必要な措置を講ずるよう指導に努めなければならない。

追加〔平成22年条例2号〕

(実施状況の公表)

**第28条** 市長は、毎年1回、各実施機関の公文書の公開等についての実施状況を取りまとめ、公表しなければならない。

(適用除外)

**第29条** この条例の規定は、法律の規定により、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）の規定を適用しないこととされる公文書については、適用しない。

追加〔平成23年条例28号〕

(委任)

**第30条** この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

一部改正〔平成23年条例28号〕

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成16年10月25日から施行する。

(適用)

- 2 この条例は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に実施機関が作成し、又は取得した行政情報について適用する。
- 3 前項の規定にかかわらず、この条例は、合併前の恵那市、岩村町、明智町及び串原村から承継された行政情報（ただし、合併前の恵那市情報公開条例（平成12年恵那市条例第33号）、岩村町情報公開条例（平成10年岩村町条例第1号）、明智町情報公開条例（平成9年明智町条例第1号）又は串原村情報公開及び個人情報保護に関する条例（平成15年串原村条例第23号）のそれぞれの施行の日以後に実施機関が作成し、又は取得したものに限り。）について適用する。

(経過措置)

- 4 施行日の前日までに、合併前の恵那市情報公開条例、岩村町情報公開条例、明智町情報公開条例又は串原村情報公開及び個人情報保護に関する条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

**附 則**（平成22年3月25日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成23年12月21日条例第28号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成27年12月22日条例第34号）

この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行の日から施行する。

○恵那市情報公開条例施行規則

平成16年10月25日規則第22号

**改正**

平成17年3月25日規則第14号

平成18年3月28日規則第11号

平成28年3月22日規則第33号

恵那市情報公開条例施行規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、恵那市情報公開条例（平成16年恵那市条例第14号。以下「条例」という。）第29条の規定に基づき、条例の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(公開の請求)

**第3条** 条例第6条第1項の規定による公文書の公開の請求は、公文書公開請求書（様式第1号）により行うものとする。

(公開請求に対する決定の通知)

**第4条** 条例第11条に規定する決定の通知は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号の定めるところにより行うものとする。

- (1) 公文書の全部を公開するとき 公文書公開決定通知書（様式第2号）
- (2) 公文書の一部を公開するとき 公文書部分公開決定通知書（様式第3号）
- (3) 公文書を公開しないとき 公文書非公開決定通知書（様式第4号）
- (4) 公開請求を拒否するとき 公文書存否応答拒否通知書（様式第5号）
- (5) 公開請求に係る公文書を保有していないとき 公文書不存在通知書（様式第6号）

2 条例第12条第2項の規定により、決定を延期する場合の通知は、公文書公開決定等期間延長通知書（様式第7号）により行うものとする。

(公開に係る意見の照会)

**第5条** 条例第13条第1項に規定する通知は、公文書の公開に係る意見照会書（様式第8号）により行うものとする。

2 条例第13条第2項に規定する反対意見提出は、公文書の公開に係る反対意見書（様式第9号）により行うものとする。

3 条例第13条第2項に規定する通知は、公文書の公開に係る結果通知書（様式第10号）により行うものとする。

（公開の実施方法）

**第6条** 条例第14条第1項に規定する規則で定める方法は、次に掲げるとおりとする。

（1） 公文書の公開は、実施機関が指定する日時及び場所において職員の立会いのもとに行うものとする。

（2） 公文書を閲覧し、又は視聴するものは、当該公文書を汚損し、又は破損しないよう丁寧に取り扱わなければならない。

（3） 実施機関は、前号の規定に違反するものに対し、公文書の閲覧又は視聴を中止させ、又は禁止させることができる。

（4） 公文書の写しの交付部数は、公開請求に係る公文書一件につき一部とする。

（費用）

**第7条** 条例第15条第2項に規定する公文書の写しの作成に要する費用は、次に掲げるとおりとし、写しの送付を求めるものについては、別途郵送料を負担するものとする。

（1） 白黒刷りによる写しを作成する場合。ただし、日本工業規格A列3番以下のものに限る。

1枚につき 10円

（2） 多色刷りによる写しを作成する場合。ただし、日本工業規格A列3番以下のものに限る。

1枚につき 実費相当額

（3） プリンタによる印刷の場合（白黒）。日本工業規格A列3番以下のものに限る。 1枚につき 10円

（4） プリンタによる印刷の場合（多色）。日本工業規格A列3番以下のものに限る。 1枚につき 実費相当額

（5） その他の方法による場合 実費相当額

（不服申立て）

**第8条** 公開決定等に対する不服申立て（以下「不服申立て」という。）は、公開決定等不服申立書（様式第11号）により行うものとする。

2 条例第17条の規定による恵那市情報公開・個人情報保護審査会への諮問は、公文書公開決定等審査諮問書（様式第12号）により行うものとする。

3 条例第17条に規定する裁決を行ったときは、公開決定等不服申立決定通知書（様式第13号）により不服申立人に通知するものとする。

一部改正〔平成18年規則11号・28年33号〕

(諮問した旨の通知)

**第9条** 条例第18条に規定する通知は、諮問通知書(様式第14号)により行うものとする。

一部改正〔平成18年規則11号〕

(出資法人)

**第10条** 条例第27条に規定する実施機関が定めるものは、市が出資している法人のうち、資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上の額を出資している法人とする。

(実施状況の公表)

**第11条** 条例第28条に規定する公文書の公開等についての実施状況の公表は、次に掲げる事項について市広報及び市ホームページにて行うものとする。

- (1) 公文書の公開の請求件数
- (2) 公文書の公開の請求に対する決定状況
- (3) 不服申立ての件数

(補則)

**第12条** この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この規則は、平成16年10月25日から施行する。

附 則 (平成17年3月25日規則第14号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則施行の際、現にこの規則による改正前の規定により作成されている様式書類は、当分の間、字句を補正のうえ、これを使用することができる。

附 則 (平成18年3月28日規則第11号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月22日規則第33号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

**様式第1号** (第3条関係)

全部改正〔平成28年規則33号〕

**様式第2号** (第4条関係)

全部改正〔平成28年規則33号〕

**様式第3号**（第4条関係）

全部改正〔平成28年規則33号〕

**様式第4号**（第4条関係）

全部改正〔平成28年規則33号〕

**様式第5号**（第4条関係）

全部改正〔平成28年規則33号〕

**様式第6号**（第4条関係）

全部改正〔平成28年規則33号〕

**様式第7号**（第4条関係）

全部改正〔平成28年規則33号〕

**様式第8号**（第5条関係）

全部改正〔平成28年規則33号〕

**様式第9号**（第5条関係）

全部改正〔平成28年規則33号〕

**様式第10号**（第5条関係）

全部改正〔平成28年規則33号〕

**様式第11号**（第8条関係）

全部改正〔平成28年規則33号〕

**様式第12号**（第8条関係）

全部改正〔平成28年規則33号〕

**様式第13号**（第8条関係）

全部改正〔平成28年規則33号〕

**様式第14号**（第9条関係）

全部改正〔平成28年規則33号〕